

広陵町移動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく障害者等（以下「障がい者等」という。）に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

(実施方法)

第2条 町長は、外出時支援が必要な障がい者等に対し、移動の支援を行うものとする。

2 町長は、この事業を円滑に遂行するため、業務の一部又は全部を委託することができる。

(対象者)

第3条 移動支援事業（以下「事業」という。）の対象者は、町内に居住地を有する次の各号のいずれかに該当する障がい者等であって、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。）に移動の支援の必要があると町長が認めた者とする。

ただし、法に基づく行動援護又は重度訪問介護の支給を受けている者を除く。

(1) 次に掲げる項目のいずれかに該当する者（「区分2」該当者）

ア 重度の両上下肢機能障がい者

イ 重度の両下肢機能障がい、重度の体幹機能障がい又は重度の脳原性運動機能障がいを有する障がい者であって、歩行が困難である者

ウ 重度の視覚障がい者

エ 障がい程度がAの療育手帳の交付を受けている知的障がい者（児）

オ 等級が1級の精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている精神障がい者（児）

(2) 療育手帳の交付を受けている知的障がい者（児）又は精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている精神障がい者（児）であって、前号に該当しない者（「区分1」該当者）

(3) 前2号と同等の障がいを有すると町長が認めた者

(利用時間の上限)

第4条 事業を利用できる上限時間は、一月につき25時間までとする。

(申請)

第5条 事業を利用しようとする障がい者等又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で障がい者等を現に保護する者をいう。以下同じ。）（以下「申請者」という。）は、広陵町移動支援事業利用申請書（第1号様式）を町長に提出するものとする。

(決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否

を広陵町移動支援事業利用決定（却下）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（変更又は廃止の届出）

第7条 前条の規定により利用の決定を受けた障がい者等又はその保護者（以下「利用者等」という。）は、第5条に規定する申請の内容に変更が生じたとき又は利用の必要がなくなったときは、広陵町移動支援事業利用変更（廃止）届（第3号様式）を町長に提出するものとする。

（決定の取消）

第8条 町長は、利用者等が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条に規定する決定を取り消すことができる。

- (1) 死亡したとき。
 - (2) 居住地が町外になったとき。
 - (3) 第3条に規定する対象者（前2号の対象者を除く。）でなくなったとき。
 - (4) その他利用申請に際し虚偽の申請をした等不正行為が認められたとき。
- 2 町長は、前項第3号又は第4号の規定による取消しを行うときは、広陵町移動支援事業利用取消通知書（第4号様式）により利用者等に通知するものとする。

（費用の負担）

第9条 利用者等は、事業の利用に要する経費の1割の額を支払うものとする。ただし、1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

- 2 利用者等が生活保護世帯の一員である場合は、前項の規定によらず費用の負担は無料とする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（平成18年10月広陵町告示第33号）
この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月広陵町告示第56号）
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月広陵町告示第41号）
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月広陵町告示第74号）
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。